

1. 経緯

1. 発生日時

令和3年1月25日（月）	10時17分	岐阜各務原	流入	～	10時49分	郡上八幡	流出
	10時50分	郡上八幡	流入	～	11時50分	岐阜各務原	流出
1月27日（水）	9時42分	岐阜各務原	流入	～	10時18分	郡上八幡	流出
	10時20分	郡上八幡	流入	～	11時14分	岐阜各務原	流出
1月29日（金）	9時 9分	岐阜各務原	流入	～	9時17分	尾西	流出
	10時25分	尾西	流入	～	10時33分	岐阜各務原	流出

2. 発生場所 E 4 1 東海北陸自動車道 各務原IC～郡上八幡IC
E 4 1 東海北陸自動車道 各務原IC～尾西IC

3. 概要 舗装作業現場確認の為、連絡車を使用した際に業務用プレートに登録と異なる車両に装着して誤使用走行した。
1月25日（月）～1月29日（金） 迄異なる車両の業務プレートを使用した。

2. 原因と対策

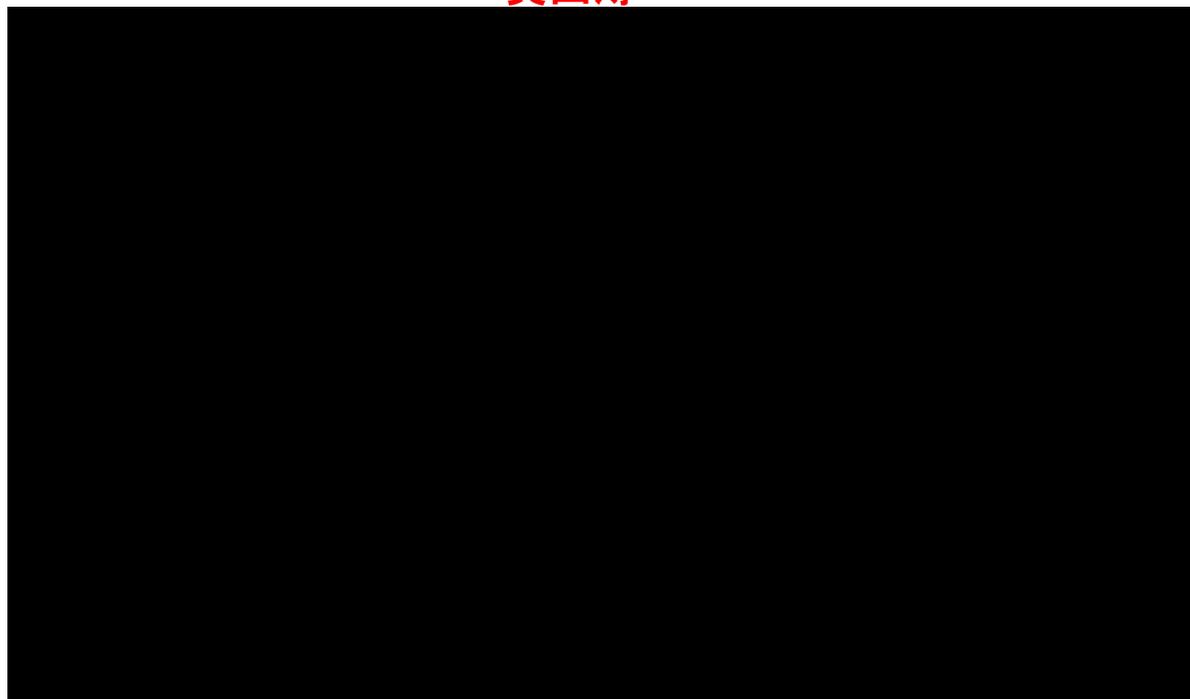
1. 当会社のこれまでのプレートと照合方法の確認

- ①業務用プレートと証明書の照合、車両の照合、使用区間の照合をする。
照合確認は2名以上で確認をする。持出・返納簿に記入する。
- ②朝礼時に業務用プレート区間外作業の有無を報告する。
- ③業務用プレート使用時は、『業務用プレート使用管理記録簿』を記入する。
- ④業務用プレートの事務所のロッカーに鍵をかけて、保管している。
- ⑤現物確認する複数のプレートを持ち出す際は、専用袋に入れる。

保管ロッカー(鍵付)



貸出簿



2. 原因と対策

2. 原因

■■■■社員が月 1 回（令和 3 年 1 月 21 日）のメンテによる業務用プレートの現物確認後、業務用プレートをカバンに戻す時に、入れ間違えて戻した。

週明けの 1 月 25 日（月）～ 1 月 29 日（金）当事者が**単独**で持ち出し、**他者**の確認行為を行わず、業務用プレートを連絡車にて誤使用した。

※**当事者以外の者は、業務用プレートの使用ルールを遵守していた。（貸出簿の確認）**

3. 対策 これまでの使用ルールを再度徹底して実施する。

■業務用プレートを使用する前に必ず下記事項を確認する。

①業務用プレートと証明書の照合、車両の照合、使用区間の照合をする。

照合確認は 2 名以上で確認をする。持出・返納簿に記入する。

②朝礼時に業務用プレート区間外作業の有無を報告する。

③業務用プレート使用時は、『業務用プレート使用管理記録簿』を記入する。

④業務用プレートと保管方法の再確認をする。（安全会議にて周知）

⑤現物確認する複数のプレートを持ち出す際は、専用袋に入れる。各車両カバンに格納時は、2 名以上で確認する。

【追加の対策】

- ・**当事者には、今後業務用プレートの使用は禁止する。**
- ・**プレート確認についての例外を認めない。**
- ・**業務用プレートとETC車載器に車両の下 2 ケタ番号を貼り、車両照合を行う。**
- ・**上記の対策について順守されているかプレート貸出簿の確認も含め安全会議において行う。**